

は し が き

すべての弁護人に真に実践的な裁判員裁判の弁護マニュアルを提供する。本書の企画趣旨はこれに尽きる。

すべての弁護人である。弁護士一日目であろうと、ごく稀にしか刑事法廷に立ったことがなくとも、およそ弁護人であれば、その者が依頼者のために最良の弁護を行いうるようになるためのマニュアルである。

真に実践的なマニュアルである。実践的であるためには、弁護の実際において弁護人が往々にして迷い、あるいは、悩みがちな論点の核心をとらえ、本質的な分析を加え、明瞭な解を示す必要がある。したがってこのマニュアルには理論がある。本書の各論考、ことに第2章は、かかる方針で執筆されている。

裁判員裁判に臨む一人ひとりの弁護人にとって頼りがいのある実践書を作るために、編者は、日ごろから先鋭な問題意識をもって精力的に刑事弁護活動を行っている各地の弁護士に協力を求めた。編者の呼びかけに応じてくれた弁護士たちは、惜しげもなくそれぞれのノウハウを披瀝し、ここに先進的かつ骨太の手引書を練り上げてくれた。本書第2章の各論考である。それらは執筆者一人ひとりの固有の知的営為の結晶である。同時に、それらは執筆者単独での経験や知見、労力のみでは到底作りえなかったものでもある。執筆者相互の討議や助言の寄与するところ大である。それだけではない。これら労作の基盤にあるのは、過去、そして、現在、刑事弁護にその身を投じてきた^{あまた}数多の弁護人たちの集団的な労苦である。さらには、裁判員裁判での刑事弁護の旺盛な展開を期して行われた日本弁護士連合会や各单位弁護士会、弁護士会内の委員会、各種有志団体による模擬裁判や研修、研究、勉強会などの多様な取り組みの成果も、各論考に反映されている。本書を成り立たせているのがこのようなものであることは各執筆者の深く自覚するところであり、それゆえに各執筆者の願いも、本書の内容をすべての弁護人の共有財産にすることにある。本書はすべての弁護人に開かれている。

本書は、書籍とDVDとを組み合わせ提供する。まず、書籍は全3章で構成される。第1章では、まず、日本の刑事裁判の課題を背景に裁判員制度の成り立ちを再確認し、そのもとでの弁護の意義と弁護人の役割を明らかにすることから始める。そして、裁判員裁判でのあるべき弁護活動を焦点として、本書の狙いと各論考の見取り図を示した。

第2章は、文字どおりの実践的マニュアルである。裁判員裁判の手續フローを追って、各手續段階で、裁判員裁判で何が変わり、具体的にどう対応しなければならないかを詳細に説いている。第2章の各論考は、順次、後の論考が前の論考を受けるかたちで展開されている。とはいえ、各論考は、あたかも辞書を引くように読者が必要な箇所のみを取り出して読んでも十分に活用できるように書かれている。各論考は、相互に結びつきつつ、それぞれが完結しているのである。

第2章は、刑事弁護に十分な経験を蓄えているとはいえない弁護人にも、これを使うことで適確な弁護闘争を行いうるようにと書いたつもりである。しかし、そのことは、本書がこれを手にとった熟練の弁護人に物足りなさを感じさせるものになっているということではない。基礎的なことは本質的であり、本質的なことは高度である。高い質の弁護を誰にでもできるようにとの観点で編まれた第2章は、豊かな経験と蓄積のある弁護人には、みずからのノウハウがそこに理論化されていることの喜び、これまでの実践を省みるための刺激、そして、さらに高い峰へと向う意欲をもたらすはずである。

第3章は、本書の特徴の一つをなす。弁護活動に外部から光を当てようとするものである。私たちの弁護活動は法廷でこれを見ている人たちの目にどのように映るか。効果的な弁護は人びとの共感のもとにおいてのみ可能である。熱き弁護の心をもっていても、冷徹な目でみずからの弁護活動を点検し反省する姿勢を失ってはならない。唯我独尊に陥ることは厳に戒めなければならない。かくして第3章では、「コミュニケーション」をキーワードに、弁護士界の外のさまざまな立場の専門家に登場を願った。この章を紐解きながら多彩な論者と対話を試みていただければ、裁判員裁判の弁護にとって示唆に富む多くの助言を見出すことができるはずである。

DVD版は単なる付録ではない。DVD版は本書第2章のエッセンスを視覚と音声で表現したものである。映画とその原作の関係と同様、DVD版は、本書第2章を措いても、固有の意義と価値をもつ弁護マニュアルである。先に本書第2章に目をとおされた読者は、まず、自分ならばそこに書かれていることをどう実践するかを胸のうちで具体的に描いてみるのがよいだろう。そのうえでDVD版を再生し、心象に描いたものとDVD版のナレーションの合間にはさまれた法廷弁護のドラマ風演技例とを比較していただきたい。そこに径庭があれば、それ自体が読者なりのあるべき弁護パフォーマンスを探るヒントとなるだろう。ドラマ風演技例は、弁護活動のあるべき姿の一つの表現形態ではあっても唯一のそれではない。ドラマ風演技例が読者の実務家としての創造性を喚起し、読者なり弁護技法が生まれてくることを期待する。他方、DVD版から入った方は、視聴の際に生じた問題意識をもって本書第2章に向かうことで、より深くより立体的な理解

に至ることができるはずである。DVD版は本書のチャレンジ精神の表れである。DVD版を自由にかつ存分に使い込んでいただけるなら、望外の喜びである。

本書は不断に育っていくマニュアルである。真に実践的なマニュアルであろうとするなら、常に最新・最良のものを提供しなければならない。本書はそれをみずからの責務と考える。その責務をはたすには、闘いの現場からのフィード・バックが不可欠である。前線との大いなる対話を希望する。

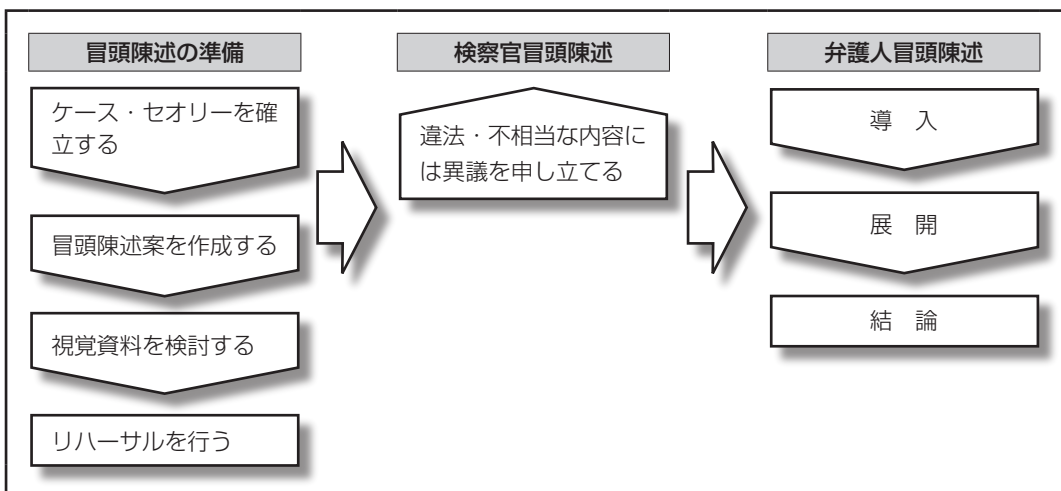
本書が、全国の刑事弁護に携わる方々を確固として支えつつ、ともに刑事弁護の新しい状況を切り拓く存在となることを切に願うものである。

裁判員制度開始後初の公判の日に

編 者 一 同

06

冒頭陳述



1. 冒頭陳述の目的

裁判員裁判において、「証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるとき」、弁護人の冒頭陳述は必要である（刑訴法 316 条の 30、裁判員法 49 条）。そして、裁判員法は、冒頭陳述について、「証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たっては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならない」と規定している（裁判員法 55 条）。

裁判所は、検察官と弁護人の冒頭陳述に

よって、裁判員にわかりやすく事件の争点を提示することを期待している。

しかし、弁護人にとっての冒頭陳述の意義は、事件の争点提示にとどまるものではない。公判を通じての弁護人の獲得目標は、ケース・セオリーを裁判員・裁判官に理解・納得してもらい、弁護人の求める結論に裁判員・裁判官を導くことである。弁護人は、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、最終弁論等の公判の各プロセスの役割を意識し、それぞれの場面でケース・セオリーを理解・納得しても

らうためのプレゼンテーションをしなければならない。

弁護人の冒頭陳述は、冒頭手続終了後、証拠調べ手続の最初に、検察官の冒頭陳述に引き続いて行われる。冒頭陳述は、弁護人のケース・セオリーを理解・納得してもらうための、「被告事件についての陳述」(刑訴法291条3項)に続くプレゼンテーションの機会である。

① 裁判員に被告人に有利な事件像を抱かせる

弁護人にとって、冒頭陳述の最も重要な目的は、裁判員・裁判官に対し、被告人に有利な事件のイメージを抱かせ、証拠調べの道しるべを示すことである。

冒頭陳述は、証拠調べ手続の最初に行われる。最初に聞いたことは記憶・印象に残りやすい。これを初頭効果という。冒頭陳述を効果的に行うことにより、被告人に有利なイメージを裁判員・裁判官に印象付け、公判の主導権を握ることができる。

また、証拠調べ手続において、断片的かつ多義的な証拠をバラバラに見聞しても、裁判員・裁判官は、それぞれの証拠をどのように評価してよいかわからない。冒頭陳述において、被告人に有利な事件のイメージを抱かせることができれば、裁判員・裁判官は、断片的かつ多義的な証拠を被告人に有利なイメージに引きつけて評価してくれるだろう。

② 検察官の提示した事件像を打ち消す

さらに、冒頭陳述には、検察官の事件像を打ち消すという目的もある。検察官の冒頭陳述は、弁護人の冒頭陳述よりも先に行われる。検察官の冒頭陳述が終わった時点において、裁判員・裁判官は、検察官の主張する被告人に不利な事件のイメージだけを頭に描いている。弁護人が冒頭陳述をしなければ、裁判員・裁判官は、検察官の事件像にあてはめて証拠を評価してしまうだろう。そこで、弁護人の冒頭陳述によって、検察官の提示した事件像を打ち消さなければならない。

2. 設例

説明の便宜のために下記の設例を使用する。

被告人の高橋一郎は、夜中に知人の長沢正人・小百合夫妻の自宅に侵入し、小百合を包丁で傷つけ、1,000円を奪ったとして強盗致傷罪で起訴された。

被告人は、犯行時刻ころ、自宅に帰るために自動車を運転中だったとして、無罪を主張している。

これに対し、検察官は、「犯人は被告人だった」という小百合の目撃証言、被告人の作業服についていた小百合の血痕から、被告人が犯人だと主張している。

3. 冒頭陳述の内容

冒頭陳述において、何を述べるのかを説明する。

(1) ケース・セオリーを語る

ケース・セオリーを裁判員・裁判官に理解・納得してもらうことが公判を通じての弁護人の獲得目標である。そして、冒頭陳述は、公判手続において、初めてケース・セオリーを具体的に提示する機会である。

設例におけるケース・セオリーの例を挙げる。

- ① 小百合は、犯人の顔をはっきり見ていない。小百合は、犯人の後ろ姿の特徴が被告人と似ていたため、被告人が犯人だと思い込んだ。
- ② 被告人は、犯行時刻ころ、自宅に帰るために車を運転中だった。
- ③ 被告人の作業服についていた小百合の血は、被告人が事件後に長沢宅に入ったときについたものである。

このケース・セオリーを裁判員・裁判官が理解・納得してくれれば、被告人は犯人ではなく無罪であるという弁護人の求める結論に至るだろう。冒頭陳述においては、このケース・セオリーを、物語として語り、裁判員・裁判官に具体的なイメージを抱いてもらわなければならない。

また、弁護人が求めている結論を裁判員・裁判官に想起させる短い文章をテーマという。テーマを考え、公判を通じて反復強調することは、弁護人が求める結論に裁判員・裁判官を導く上で効果的である。

設例のテーマの例を挙げる。

被告人は、人違いによって犯人にされてしまった。

(2) 物語を語る

裁判員・裁判官の関心を引くためには、物語を語ることが効果的である。

無味乾燥な事実の羅列よりも、物語として事件を語れば、裁判員・裁判官は、興味を持って冒頭陳述を聞いてくれる。また、物語はイメージを喚起する。イメージは記憶に残りやすい。裁判員・裁判官にイメージが強く印象付けられれば、後に続く証拠調べにおいて、被告人に有利なイメージに沿った証拠の評価をしてくれるだろう。

物語を語ることを意識しない例を挙げる。

[弁] 本件の争点は、高橋さんが犯人かどうかです。高橋さんの犯人性を判断する上で重要な証拠は、「犯人は高橋さんだった」という小百合さんの供述です。しかし、この小百合さんの供述は信用できません。小百合さんは、犯人の顔をはっきり見ていないのに、高橋さんが犯人だと思い込んでしまったのです。

この文章を読んでも事件の具体的な状況はイメージできない。裁判員・裁判官の頭には文章が流れていくだけである。

では、物語を語る例を挙げる。

[弁] 子ども部屋の奥に灯りは届いていません。小百合さんは入り口から子ども部屋をのぞ